

入札条件

本業務は最低制限価格を設定しています。

最低制限価格（税抜）は、次のように設定する。

予定価格の基礎とした設計書等に次の（イ）～（へ）に示す業種区分により算出した額の合計額とする。ただし、その合計が、設計金額（税抜）の10分の6（地質調査業務あつては3分の2）に満たない場合にあつては、10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）とする。

業種区分	①	②	③	④
（イ） 測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
（ロ） 建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
（ハ） 土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
（ニ） 地質調査業務（磁気探査も含む）	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
（ホ） 補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
（ヘ） 現場技術業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

※最低制限価格（税抜）の算定において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。